

## 法科大学院における ICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果（案）

## 1. はじめに

(1) 法科大学院における ICT（情報通信技術）を活用した教育の目的

ICTを活用した教育によって、法科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者や時間的制約の多い有職社会人などが法科大学院教育を受けることを可能にすることで、法曹資格を取得するための途を確保する必要がある。また、地理的制約を超えた複数の法科大学院の連携による教育の質を向上させるとともに、法律に携わる実務家・社会人のキャリアアップのための学び直しの機会を提供する必要がある。

- 「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定）において、「文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成30年度を目途に、本格的な普及を促進する」こととされている。
- 法科大学院では、これまでいくつかの大学において、ICTを活用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業が実施され、それぞれの特色を踏まえた先進的な取組が行われてきたが、十分な広がりとはなっていない。
- 現在、法科大学院志願者の減少等により、主に地方に立地する法科大学院が募集停止となり、地方における法曹志望者への教育の場が失われつつある。
- その一方で、法科大学院の教育的資源を活用した遠隔地の法科大学院との教育連携や、法曹及び法務に携わる社会人に対する継続教育へのニーズの存在も明らかになりつつある。
- これらの課題に対応するため、本調査研究協力者会議では、
  - ① 法科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者や、時間的制約の多い有職社会人が、地方大学や自宅・職場等において、面接授業に近い形で法科大学院の授業を受講することで、法曹資格取得のための途を確保することが可能となること、
  - ② 遠隔地に立地する法科大学院との地理的制約を乗り越えた連携が促進されることによって、複数の法科大学院がそれぞれの強みを生かし合いながら、教育の質を向上させることができるようになること、

- ③ 現職の法曹や、企業の法務部や官公庁などで法律実務を扱う社会人が、科目等履修制度等の活用により法科大学院の授業を受講することによって、キャリアアップに活かすことができるようになること、

の3点を目的として、遠隔授業の本格的な普及を促進することについて検討を行った。

## (2) 遠隔授業を普及するに当たっての課題

遠隔授業を普及させるため、専門職大学院設置基準に定める「教育効果要件への適合性」や、メディア告示に定めるメディア授業の実施形態及び「面接授業に相当する教育効果」にかかる要件について、その解釈を明確化する必要がある。

- 法科大学院は、法曹養成のための教育を行うことを目的とし、その目的を達成し得る実践的な教育を実施するように規定されている。(専門職大学院設置基準(平成15年 文部科学省令第16号))
- そのため、同時かつ双方向・多方向による教員と学生との対話形式(いわゆる「ソクラテス・メソッド」)の授業方法が重視されており、法科大学院を対象とした各認証評価機関の大学評価基準においても、授業の中で双方向的・多方向的な討論等を通じて法的思考力等を養成することが求められている。
- 法科大学院において遠隔授業を行うに当たっては、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(以下「メディア授業」という。)であって、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」(専門職大学院設置基準第8条第2項)であること(以下「教育効果要件」という。)、及び「大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたもの」(大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件(平成13年 文部科学省告示第51号。以下「メディア告示」という。))であることが必要となっている。
- しかしながら、各法科大学院では、専門職大学院設置基準やメディア告示、認証評価基準への適合性を考慮するあまり、ICTを活用したメディア授業の実施に二の足を踏むとの指摘がある。
- よって、法科大学院におけるICTを活用した教育の本格的な普及を促進するためには、法科大学院においてメディア授業を実施する場合の法令等の要件について、その解釈を明確化することが必要である。

## 2. 法科大学院におけるICTを活用したメディア授業に関する法令等に適合する授業の在り方

- 法科大学院教育の質の確保とICTを活用した教育の普及を両立させる観点から、メディア授業を実施する場合の法令等の要件のうち、「教育効果要件への適合性」（専門職大学院設置基準）及び「メディア授業の実施形態及び面接授業に相当する教育効果について」（メディア告示）の2点について、それぞれ法令等に適合する授業の在り方を明確化する。

### (1) 「教育効果要件への適合性」

法科大学院では、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が求められるところ、法科大学院において実施されている授業科目や授業形式の特性に応じて、授業時間内において双方向・多方向の議論の機会を確保することや、授業時間外における学修環境を整備することが必要である。

#### (i) 問題の所在

- 専門職大学院設置基準第8条第2項では、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第25条第2項に定めるメディア授業の実施が可能とされている。
- 法科大学院の授業においては、少人数による双方向又は多方向の密度の高い教育を行うことが基本とされており、特にゼミ形式等の授業では、より密な議論・討論が展開されている。一方で、法学未修者1年次の授業科目では、法学の知識や法的思考力の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式を中心とする授業方法も想定されること、ロールプレイ等が必要となる実習・シミュレーション科目では、より実践的な指導が必要となること等に留意して授業が企画されている。メディアを活用し、遠隔地に一定数の学生を集めて授業を履修させる場合には、こうした法科大学院の各授業の特性に配慮しながら、当該科目の指導計画を企画することが必要となる。
- このように、法科大学院においては授業科目や授業形式によって、メディア授業を効果的に実施するための配慮事項は多様であると考えられるが、専門職大学院設置基準制定時の施行通知（「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」（平成15年文科高第162号））においては、「現地調査やインターンシップ等の実習等が主体となるような授業について、メディアによる授業を行うことは通常想定されない」と記載しているのみで、教育効果要件を充足するために必要な他の要件については必ずしも明らかではない。

- よって、法曹を養成するため質の高い充実した教育を行うことが特に求められる法科大学院において、教育の質を確保しつつICTを活用した教育の本格的普及を促すためには、授業科目や授業形式の特性に留意した上で、教育効果要件を充足するために配慮すべき要件を明確にしておくことが必要と考えられる。

(ii) 教育効果要件を充足するために配慮すべき要件

(a) 前提

- 法科大学院において実施される授業について、「教育方法」という側面からこれを大別すると、概ね以下のとおりに整理される。
  - 教員による講義を中心としつつ、理解を確認・促進するために教員・学生間及び学生同士での質疑応答や討論・議論を伴う授業。
  - 特定の題材（事例・判例）の検討とそれに関する教員・学生間及び学生同士の討論・議論が授業の中心となるゼミ形式の授業。
  - 法律実務に即して、現実の法廷活動・法律相談への同席などの実習や、模擬裁判・ローヤリング等のシミュレーションを行う授業。
- 大学設置基準によれば、教員が教室等で授業を行う時間と学生が事前・事後に教室外において自学自修を行う時間を合わせ、「標準45時間」の教育内容を1単位とすることとされている。そのため、教育効果要件の検討に当たっては、授業中に必要となる事項のみならず、メディア授業を受講する学生の置かれた環境に配慮した授業時間外の学修指導についても併せて検討することが適切であると考えられる。
- 法科大学院の授業には、実習・シミュレーションを行う授業をはじめとして、学生の授業時間外の学修が重要となるものが存在するところ、こうした授業の指導にICTを適切な形で活用することにより、学生の予習・復習や事前準備の活動にかかる評価が容易となるため、試験やレポート、実演等のみならず、授業時間外の学修を含めた適切な成績評価が可能となるほか、学生の学修深度に応じた授業計画の策定が容易になる場合もある。
- さらに、証人尋問等の法廷活動や弁護士と依頼人との打合せなどの実務においてICTが既に活用されていることに鑑み、実務家としての法曹の養成を担う法科大学院においては、効果的な教育を行うためにICTを更に活用することが望ましい。

- なお、メディア授業を実施する法科大学院においては、入学前における事前学修や法科大学院修了後の修了生支援においても、ICTを活用した円滑な学修ができる環境が維持されるよう、可能な限り配慮することが期待される。
- これらを踏まえ検討した結果を以下に示す。各法科大学院では、メディア授業の実施に当たって、以下に示す主な要件のほか、別表に掲げる要件を適切に満たすことが必要となる。

#### (b) 主な配慮事項

- 授業時間内
  - ・ 活発な討論・議論において、法律に対する知識や事案の検討に対する思考を深める必要があるため、教員・学生間及び学生同士で同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能な環境を構築することが必要である。
  - ・ 後述する、十分な教育効果を上げるに当たり「求められるシステム環境」や「教職員に求められる事項」を踏まえつつ、教員が学生の授業に対する理解度を確認できるようにすることが必要である。
  - ・ 授業に対する受動性が強くなならないよう、メディア授業を受講する学生に対して、質疑応答、討論・議論の機会を確保することが必要である。
  - ・ メディア授業を受講する学生に対して、授業中に指導等が可能となるよう、必要に応じて、補助教員を配置することが望ましい。(これにより、授業時間外の指導等も含めたフォローが可能になると考えられる。)
- 授業時間外
  - ・ ラーニング・マネジメント・システム(LMS)<sup>1</sup>等を活用することにより、
    - ① メディア授業で用いる資料等については、授業の実施方法に支障がない限り、当該科目の授業時間外の学修段階(予習段階)から資料の指定又は事前配布を行うことが必要である。
    - ② メディア授業を受講する学生が、教員に対して授業に関する質問等を行えるような機会を設けることが必要である。

<sup>1</sup> 教材の配信、レポートや課題の提出、テスト、電子掲示板等の機能により授業に関する教育・学修環境を支援するためのオンラインシステムのこと。現在、約9割の法科大学院において、導入されている。(平成28年7月文部科学省調査より)

- ③ メディア授業を受講する学生が、他の学生との交流や当該授業に関する議論・意見交換を行えるような機会を設けることが必要である。
  - ④ 自学自習に活用するため、必要に応じて、授業を録画したものを配信することが望ましい。
- 授業以外における学修支援・サポート
- ・ オフィスアワー等を活用して、直接の面談又は何らかの通信手段を用いて、指導担当教員との間で口頭又はこれに準ずる同時性のあるコミュニケーションの機会を確保することが望ましい。

## (2) メディア授業の実施形態及び「面接授業に相当する教育効果」

法科大学院におけるメディア授業の実施形態としては、面接授業に相当する教育効果を得るための環境が整備されたサテライト方式を原則的な実施形態としつつ、モバイル方式については、通信環境の安定性を考慮し、当面の間は面接授業又はサテライト方式との併用により実施することが必要である。

オンデマンド方式については、授業の復習への活用など授業時間外の学修ツールとしては推奨されるべきであるが、同時性・双方向性の確保が困難であることから、本方式により正規の授業を実施することは望ましくないものと考えられる。

### (i) 問題の所在

- メディア告示では、「大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたもの」について、大学設置基準第25条第2項に定めるメディア授業の実施が可能とされ、実施形態として、
- ・ 同時かつ双方向に行われるもので、授業を行う教室以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの（1号類型）
  - ・ （同時かつ双方向を要件としないが、）毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所で学生等と対面することにより、又は授業の終了後すみやかにインターネット等の適切な方法により十分な指導を併せ行い、かつ、当該授業に関する学生等の意見交換の機会が確保されているもの（2号類型）

の二つが規定されているところ、タブレット端末等を用いて大学の施設外から授業に参加するモバイル方式については、告示制定時には想定されていなかったものと考えられる。

- また、メディア告示で要件とされている「面接授業に相当する教育効果」については、同告示制定時の施行通知（「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について」（平成10年文高大第306号）。以下「施行通知」という。）において、面接授業に近い環境で授業をするために、以下のような事項に配慮することが望ましいとしている。
  - ・ 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
  - ・ 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
  - ・ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
  - ・ メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
  - ・ メディアを活用することにより、1度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。
- よって、法科大学院の授業特性を踏まえつつ、許容されるメディア授業の実施形態を検討するとともに、実施形態に応じて面接授業に相当する教育効果を上げることができる学習環境の在り方について、配慮すべき事項を整理する必要がある。

## （ii）メディア授業の実施形態と主な特徴

- 法科大学院におけるメディア授業の実施形態とその主な特徴は以下のとおりである。

### ➤ サテライト方式

テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパス<sup>2</sup>や他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態。現在、10法科大学院においてサテライト方式により受講するシステムが導入されている。

#### （主な特徴）

- ・ 同時かつ双方向による教員・学生間の対話形式の授業実施が可能となる。
- ・ 授業の配信先の教室等においては複数の学生が受講しているため、面接授業の環境

<sup>2</sup> 大学の校舎及び附属施設以外の場所であって、教育にふさわしい環境を有し、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されているもの。

に近似している。

- ・ メディア授業を受講する場所は、大学施設内の通信環境が整備された場所に限られる。
- ・ 授業の配信先の教室等において受講する学生の人数が多くなる場合、教員の目が行き届かなくなることから、緊張感や集中力を持続させるための配慮が求められる。

#### ➤ モバイル方式

ノートパソコンやタブレット端末等を用いて、自宅や外出先などの大学施設外において、授業を受講する形態。現在、筑波大学において、有職社会人の時間的制約に配慮する観点から、科目当たりの利用回数を限定した上で、企業や出張先から受講するシステムが導入されている。

##### (主な特徴)

- ・ 同時かつ双方向による教員・学生間の対話形式の授業実施が可能となる。
- ・ 学生は場所に関係なくメディア授業を受講することが可能となる。
- ・ メディア授業を受講する学生側で安定した通信環境やメディア授業の受講に適した環境を確保することが必要となる。
- ・ メディア授業を受講する学生の周囲には教員や他の学生がいないため、授業前後における教員への質疑応答や学生同士の交流・議論の機会が確保されていないことに対する配慮が求められる。

#### ➤ オンデマンド方式

実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態。現在、オンデマンド方式により正規の授業を実施している法科大学院は存在しない。

##### (主な特徴)

- ・ 学生は時間や場所に関係なく、自由にメディア授業を受講することが可能となる。
- ・ 法科大学院の授業方法として重視される同時かつ双方向・多方向による教員・学生間の対話形式の授業実施は不可能となる。
- ・ メディア授業を受講する学生の周囲には教員や他の学生がいないことが想定されるため、授業前後における教員への質疑応答や学生同士の交流・議論の機会が確保されていないことに対する配慮が求められる。
- ・ 実際に授業を受講したかどうかについて、出席管理の方法に留意する必要がある。

### (iii) メディア授業の実施形態と法令解釈等

- 面接授業においては、教員は学生の反応を確認しながら授業を展開し、また、学生は教員と質疑応答を行うとともに、他の学生を交えた議論・討論を行うことが可能である。さらに、授業前後における学生間の交流・議論を通じて学修意欲が喚起され、法的思考力を深化させることができる。また、オフィスアワー等を活用した対面による個別指導の実施や、大学図書館における文献の蓄積、自習室の利用など、大学施設には効果的な学修のための環境が整備されている。
- 1号類型において、同時性・双方向性の確保を求めのみならず、授業を履修させる場所を「教室、研究室又はこれに準じる場所」に限定したのは、こうした事情を考慮したものである。本類型は、学生と直接対面しながらの面接授業を隔地間で行うということが基本的な考え方であり、「これに準じる場所」については、面接授業が有する教育上の効果を十分に確保できる「場所」であるかどうかという観点から、個々の事例の状況を踏まえて大学が判断しているところである。この点、法科大学院においては、法曹として必要な資質・能力を養成するための施設環境の重要性に鑑み、「これに準じる場所」については「大学内の施設」を念頭に置くことが適当であると考えられる。
- 一方、2号類型において、同時・双方向性の確保が要件とされていないのは、情報通信技術の活用等により、授業とは別に十分な指導や学生等の意見交換の機会を確保することにより、授業時間内外の学修全体として大学内で実施される面接授業と同等の教育効果が確保されると評価することが可能であると考えられたことによるものである。ただし、法科大学院においては、質疑応答や議論・討論が授業の中核であることや、授業前後における学生同士の交流・議論の機会の確保等が学部教育に比してより重要であることに鑑みれば、同時・双方向性が確保されない授業は基本的に想定されない。
- これらを踏まえ、法科大学院におけるメディア授業の実施形態ごとに、メディア告示の充足要件について検討した結果を以下に示す。

#### ➤ サテライト方式

- ・ 同時かつ双方向でやり取りすることが可能であり、かつ、授業を遠隔地の大学施設内で受講させていることから、1号類型として整理される。
- ・ サテライト方式による授業を実施する場合、大学内の施設で授業を履修させることから、教室等を利用した学生相互の議論・交流の促進が期待できるほか、大学の自習室・

図書館等を利用した自学自修の環境も整備されており、面接授業に相当する教育効果を創出することが可能である。

- ・ サテライト方式による授業において、教育効果をより一層高めていく観点からは、施行通知に示された配慮事項に加えて、授業時間外の指導助言に際して、授業前後に通信を一定時間継続することによる質疑応答の実施や教員配置の工夫などによって対面による個別指導を確保する、又はLMSや電子メール等の活用によって対面によらない個別指導を行うことが望ましい。

➤ モバイル方式

- ・ 授業を実施している教室とリアルタイムで接続されるため、同時性・双方向性は確保されているが、サテライト方式とは異なり、学生が望む場所での受講が想定されており、受講場所を「教室、研究室またはこれらに準ずる場所」に限定することが困難である。そのため、モバイル方式については2号類型と整理することが適当である。
- ・ 有職社会人が出張先等から講義に参加するような場合には、やむを得ず無線LANを使用するなど、学生側の事情によって良好な通信環境が維持できず、受講に支障を生じる場合が一定程度想定される場所である。
- ・ そのため、科学技術の発展や社会環境の整備等により、無線による通信環境にかかる課題が解決できるようになるまで、当面は、授業科目当たりの利用回数を制限し、面接授業又はサテライト方式による授業と併用することが必要である。
- ・ また、一定回数であっても大学外において授業を受講する場合には、授業直後に通信を一定時間継続することによる質疑応答を行う、又は適切な方法により個別指導を実施すること、LMSや電子掲示板等を利用するなどして学生間の意見交換の機会を確保することなど、2号類型に沿った指導を行うことができる環境の整備が必要となる。
- ・ なお、現在までに事例はないが、法科大学院が存在しない地方に居住する者が、自宅等において、有線LAN等により、安定的な通信環境の下で、授業科目当たりの利用回数を制限することなく受講することが技術的に可能となることも将来的には考えられる場所である。
- ・ 本調査研究協力者会議では、当該形式において必要となる要件について十分に議論す

ることができなかつたが、正課外の活動を含めた学生同士の議論・討論等が法科大学院において重要であること等を考慮しつつ、今後、更なる調査を進めていくことが期待される。

#### ➤ オンデマンド方式

- ・ 録画された授業を学生が視聴して受講するものであり、当該学生と教員との間及び学生同士における同時かつ双方向のやり取りは存在し得ない。そのため、本方式を授業で用いる場合には、メディア告示第2号に定める要件を満たす必要がある。
- ・ しかしながら、そもそも法科大学院においては、同時かつ双方向・多方向のやり取りによる授業を通じて、知識を深めつつ、法曹として必要となる法的思考力等を育成することが重視されている。録画された授業を配信することは、授業の復習に活用することができ、学生の学修環境を整備することに寄与するため、授業時間外における学修ツールとしては推奨されるべきであるが、法科大学院の授業において、同時性・双方向性を欠く本方式を用いて単位認定を行うことは望ましくないと考えられる。

### (3) メディア授業を用いて教育課程を編成する場合の留意点

一部の実習・シミュレーション科目をはじめとして、科目によってはメディア授業になじまないと考えられるものがあることに留意が必要である。地方在住者の地理的制約を解消する観点からは、当該科目を地方大学において開講できるよう、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産を活用することが望まれる。

- 上述した「教育効果要件を充足するための『主な配慮事項』」及び「面接授業に相当する教育効果を上げるために必要な学修環境」を満たす場合においては、担当教員が遠隔授業に特有の環境を意識した授業運営上の工夫を行うことにより、メディア授業においても、大学内で実施される面接授業と同水準の授業を実施することが可能である。
- しかしながら、実習・シミュレーション形式を用いる授業科目において実地における実習を主体とする場合や実務に近似する環境での実演を主体とすることがあるなど、科目の性質によっては、メディア授業になじまない科目があることに留意する必要がある。
- こうした科目については、授業前後の学修にICTを用いることは有用であるものの、授業そのものについては大学内で実施される面接授業による実施や、メディア授業との組み合わせ（ブレンディッド形態）により実施することが必要である。

- なお、法科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者に法曹資格取得の途を確保できるようにする観点からは、メディア授業になじまない科目のみ提携する当該地域の大学において開講するなど、地方大学の法学部や募集停止した法科大学院の知的資産を活用することが望まれる。

### 3. 法科大学院におけるICTを活用したメディア授業の実施に必要なシステム環境

メディア授業を実施する環境としては、同時かつ双方向によるやり取りが可能であり、配信を受ける側の学生が教員・配信側の学生・黒板等を有効に視認できる程度の通信の品質が求められる。また、通信が断絶した場合にも代替的な学修の機会が提供されることが必要である。

#### (1) 法科大学院で用いられているICTのシステム環境の現状

- 現在、メディア授業を実施する法科大学院においては、一般のテレビ会議システムや法科大学院独自で開発したシステム等が使用されている。
- その性能は様々であるが、現在、法科大学院で使用されているシステムは、映像と音声を双方向に送受信することにより、最低限、配信を行う側、配信を受ける側の教員及び学生をモニター上で確認することができ、会話の即時的なやりとりを行うことが可能となる程度の性能は備えている。
- また、法科大学院によっては、上記に加え、以下のような性能を備えている事例が見受けられる。
  - ・ 複数拠点間で同時双方向に映像と音声を送受信することを可能としている事例
  - ・ 黒板や白板に代わって電子ボードを使用し、学生のパソコンに表示することを可能としている事例
  - ・ 個々の学生の机上にマイクを設置し、待ち時間なく発言を可能としている事例
  - ・ 授業を実施する教室等の黒板等（黒板や白板、電子ボード等の教員が板書を行うものをいう。以下同じ。）の映像を独立して映し出すことや、学生が拡大・移動等の操作をすること、教員が発言者をモニターに大きく映し出すなどの映像の操作を可能としている事例
  - ・ 自動的に授業の録画を行い、万が一通信が途絶等した場合であってもフォローアップを行うことを可能としている事例

- なお、モバイル方式に利用されている無線LAN等の通信環境については、その確立が配信を受ける学生側の機器の性能・回線状況に左右されるという特有の課題がある。

## (2) 必要なシステム環境

- 法科大学院でメディア授業を実施するにあたり、過度に高性能なシステム環境を求めるとすると、メディア授業の導入を躊躇する要因となりかねない。
- そのため、メディア授業を実施するには、教育水準を確保する観点から、以下のような最低限の性能が整備されていれば、支障はないと考えられる。
  - ・ 教員と学生との間及び学生同士で同時かつ双方向によるやり取りが可能であり、少なくとも教員が発言者を特定できる程度の音声及び映像の安定性や解像度を有すること
  - ・ 配信を受ける側からは、少なくとも教員、配信側の学生、黒板等の3点を有効に視認することができ、授業を実施する教室等の黒板等を学生が判読可能であること（板書を代替する何らかの措置がなされている場合は、この限りではない）
  - ・ 万が一通信が途絶したために学生の受講が困難となった場合、授業の録画映像を配信する等の適切な方法により、学生の学修の機会を確保することが可能であること
  - ・ その他、LMSや電子メール等を活用することにより、授業で使用する資料等の指定又は事前配布、教員による授業前後の指導助言及び学生間交流の機会の確保が可能であること

## 4. 法科大学院におけるICTを活用したメディア授業の実施にあたり教職員に求められる能力

メディア授業によって十分な教育効果を上げるための、メディア授業の特性を踏まえた教職員研修等の実施が必要である。

- メディア授業によって十分な教育効果を上げるため、教職員が以下の項目にかかる能力を身に付けることができるよう、法科大学院において適切な研修を実施する必要がある。

### <教員に求められる事項>

- ① 科目の授業計画に従って授業の際に使用する資料等を事前に準備し、メディア授業の受信側へ前もって指定又は配布するなどの事前準備と、授業計画に従った適切な進行管理
- ② 配信を行う側の学生及び配信を受ける側の学生の双方に分かりやすく授業を行う必要があることや、配信を受ける側の学生の緊張感の維持が必要であること、機器の制約などから板書に工夫が必要であることなど、対面とは異なる環境を意識した授業運営

- ③ 授業の実施に支障のない程度の機器の操作についての理解・習熟
- ④ 学生のフォローアップを行う教員と授業を実施する教員との間での綿密な連携、配信を行う側と配信を受ける側における成績評価基準の調整等、メディア授業を実施する大学間での体制整備

<職員に求められる事項>

- ① システム等の機器に対する理解及び操作の習熟
  - ② 配信を行う側と配信を受ける側における授業時間帯の調整等、メディア授業を実施する大学間での体制整備
- また、授業科目の特性に応じた授業方法が必要であることや、機器の性能は日々進化すること等を踏まえ、各法科大学院において実施されるメディア授業を実施する授業科目の特性も踏まえた適切なFD（ファカルティ・ディベロップメント）を通じ、随時、授業運営・進行管理等を見直し改善することが望ましい。
- また、配信を行う側と配信を受ける側との共同でのFDの実施やメディア授業を実施する法科大学院同士での意見交換、メディア授業を受講する学生からの意見聴取などを行うことが望まれる。

## 5. 法科大学院認証評価との関係

法科大学院認証評価を行う認証評価機関において、本報告書の内容を参考にしつつ、法科大学院におけるメディア授業を実施する際の要件について明確化することが望まれる。

- これまでの法科大学院認証評価では、九州4法科大学院間の教育連携講義に用いられている高機能遠隔講義支援システムが「特色ある取組」として取り上げられるなど、メディア授業については、法科大学院間における開講科目の相互提供を通じた教育の多様化や充実、社会人等多様な人材を受け入れることが可能となる手段として、概ね肯定的な評価が得られている。
- その一方で、認証評価機関が策定している評価基準では、メディア授業を想定した明確な記載はなく、法科大学院がメディア授業の実施を躊躇する要因となっているとの指摘がある。
- そのため、教育の質を確保しつつメディア授業の普及を図る観点から、法科大学院認証評価

を行う認証評価機関において、法科大学院におけるメディア授業を実施する際の要件について明確化することが望ましい。その際には、本報告書の内容を参考にすることが期待される。

## 6. おわりに

- 本報告書においては、法科大学院教育の質の確保とICTを活用した教育の普及を両立させる観点から、メディア授業を実施する場合の法令上の要件について、その解釈を整理したところであるが、法科大学院におけるICTを活用した教育の更なる普及のためには、文部科学省において、「公的支援見直し強化・加算プログラム」等を通じ、ICTを活用した法科大学院間の連携・連合の取組を積極的に推進することが望ましい。
- また、地域における法曹養成教育の灯を絶やさぬため、地方に所在する大学の法学部や募集停止した法科大学院の知的資産を有効活用することも検討する必要がある。その際には、当該地域の弁護士会や地域企業・産業団体等のステークホルダーによる協力を得ながら当該地域法曹養成教育の在り方を検討していくことも有益である。
- 加えて、メディア授業を実施するための通信機器・環境は、今後の科学技術の発展に伴い、より向上していくことが予想されるため、本報告書は現状の技術を前提としたものであり、必要に応じて見直しを行う必要がある。
- なお、メディア授業の実施に必要なシステム環境については、大学内で共有を図るなど、資源の有効かつ効率的な活用によって整備することも考えられる。